

様式第7号(第9条関係)

許 可 証

上毛許可第 2 号

宇佐市大字西大堀840-1
共栄九州 株式会社
代表取締役 當舎 政雄 様

令和3年3月1日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第29条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	宇佐市大字西大堀840-1
取扱い廃棄物の種類	可燃ごみ、可燃ごみ(粗大)、カン、ビン、ペットボトル、古布、プラスチック製容器包装、不燃ごみ (廃棄物排出場所：事業所)
事業区域	上毛町内
営業許可期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
条件	

令和3年4月1日

上毛町長 坪 根



業者の遵守事項

- 1 事業を下請させ、又は名義を貸与してはならない。
- 2 関係職員又は占有者から請求があったときは、許可証及び検査証を直ちに示さなければならない。
- 3 従事者には業者の所属を証明する証明書を交付し、作業中は常に携帯させなければならない。